

コンプライアンス経営

当社は、従来から「社会から信頼され、認められる企業」を目指して、コンプライアンス経営を展開してきました。しかしながら、社会の信頼を失墜させる企業不祥事の多発や電力市場における競争の激化など、昨今の情勢は大きく変化してきています。

このような中で、社会との信頼関係を一層強固なものにするため、法令遵守はもとより、これまで以上に、企業倫理に則った透明性の高い公正な事業活動を推進します。

コンプライアンス向上への取組み

コンプライアンス経営の推進体制

九州電力では、2002年10月、取締役会のもとにコンプライアンス委員会を設置しています。コンプライアンスに関する活動を実践する業務執行機関（本店各室部、支店・支社等）には、各室部及び機関の長をコンプライアンスに関する責任者として配置し、全社でコンプライアンス意識の向上に取り組んでいます。また、法令及び企業倫理に照らして、業務運営や、役員・従業員の行動に疑問を感じた当社及びグループ各社の役員・従業員並びに取引先からの相談を受け付ける体制として、「コンプライアンス相談窓口」を社内、社外に設置しています。

コンプライアンス委員会

コンプライアンス委員会は、社長を委員長とし、委員は、当社取締役のほか、弁護士、学識経験者、消費生活アドバイザー及び労働組合委員長で構成され、客観性及び透明性を確保しています。

委員会では、基本的な方針の策定や具体的な提言・審議及び取組状況のモニタリングを行います。具体的には、「九州電力グループ行動憲章」（P5参照）や「コンプライアンス行動指針」の策定、相談窓口の設置、情報公開の推進、社員の教育・研修、さらには社内アンケートによる日常業務についての適法性等の点検を実施しモニタリングを行うなど、コンプライアンス経営を推進しています。

コンプライアンス行動指針

当社では、2002年12月、「コンプライアンス行動指針」を策定し全役員・従業員に配付しています。

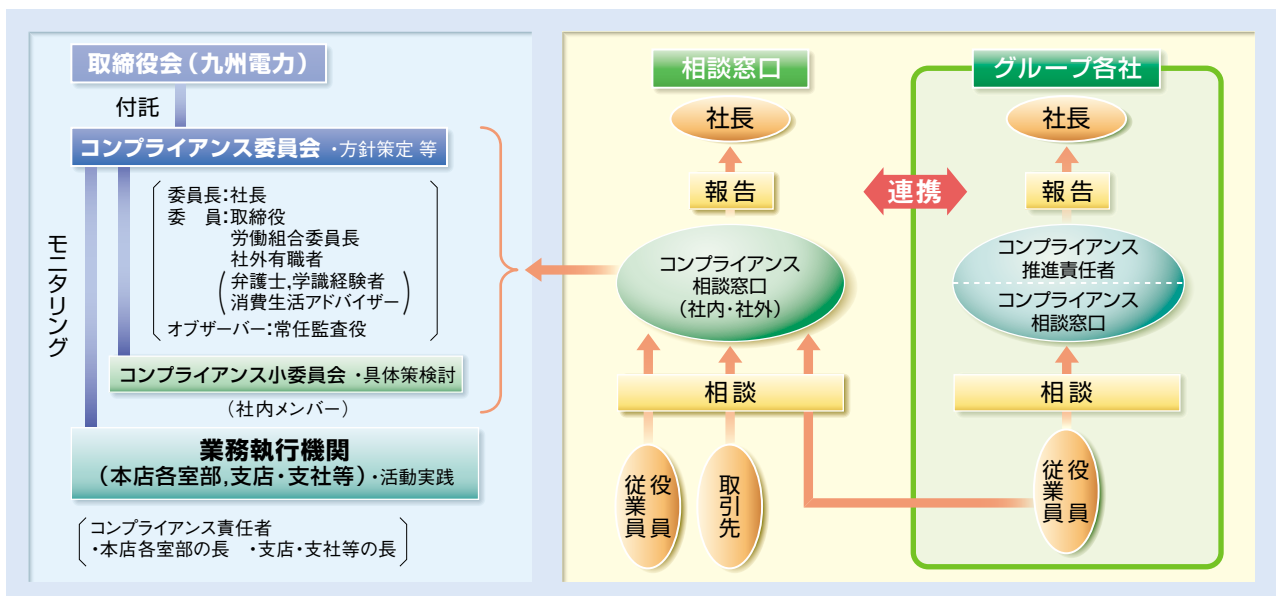
この指針では、判断に迷ったときに考える視点や一般的な行動基準、お客さまや株主・投資家などステークホルダーとの関係における留意点などを具体的に記載しています。

〈記載項目〉

- ・お客さまとの信頼関係の構築
- ・電気の安定供給・品質維持と安全性の確保
- ・お取引先との良好な関係の構築
- ・競合企業との公正な競争関係の維持
- ・情報公開・広聴活動
- ・公正な労使関係など

<コンプライアンス行動指針のホームページ>
http://www.kyuden.co.jp/csr_compliance_04

▼コンプライアンス経営の推進体制



2006年度の活動項目	2006年度の主な行動計画
法令遵守の徹底や企業倫理に則った公正な事業活動	<ul style="list-style-type: none"> ○コンプライアンスマインド向上施策の実施 ○規定文書管理ルールの見直し ○グループ全体でのコンプライアンス経営推進体制の強化
個人情報保護など情報セキュリティ体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ○情報セキュリティ管理体制に関する第三者検証の実施 ○全従業員対象「情報セキュリティ中級研修」「情報セキュリティeラーニング研修」の実施

教育・研修等による従業員の意識高揚

全従業員に対して「コンプライアンス行動指針」や「部門別行動指針」の教育、eラーニングを活用した教育・研修を継続して実施しています。そのうえで「コンプライアンスに則った業務遂行・業務運営を行っているか」との視点から従業員の意識を評価するため、人事考課の項目に「企業倫理性」の項目を追加し、従業員のコンプライアンス意識の高揚を図っています。

コンプライアンス推進月間

毎年1月を「コンプライアンス推進月間」と位置づけています。2005年度は、社外から講師を招き、当社及びグループ各社の経営幹部等を対象として「消費

者から見たコンプライアンス」について講演会を開催しました。また各事業所においても、講演会、研修会等を積極的に行っています。

コンプライアンス相談窓口

法令違反や企業倫理に反する行為の未然防止、早期発見を目的にコンプライアンス相談窓口を2003年2月に設置しました。2005年4月からは社外弁護士事務所にも相談窓口を設置し、相談を受け付ける体制の充実を図っています。この窓口の利用者は「コンプライアンス相談窓口設置・運用規程」に基づき、プライバシーを厳格に保護されるとともに、相談・通報による不利益な扱いを受けることはありません。

また、この相談窓口のほかに、

「セクハラ相談窓口」を設置しています。(P45参照)

グループ会社の取組み

グループ各社は、「九州電力グループ行動憲章」のもと、それぞれコンプライアンス経営の推進に取り組んでおり、当社と同様、「行動指針」の策定や「相談窓口」の設置など、コンプライアンス推進体制を整備しています。また、グループ全体に関わる問題については、当社コンプライアンス委員会で審議するなど、当社との連携を図っています。

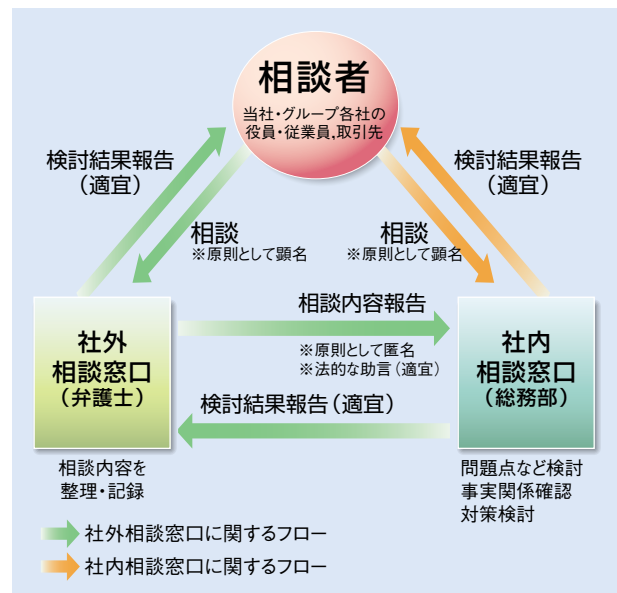
2006年度は、グループ各社の取組状況のモニタリングや、情報交換などを行う会議体を設置し、推進体制の強化を図ることとしています。

▼コンプライアンス講演会（2005年度推進月間行事）



演 題:「消費者から見たコンプライアンス」
参加者:当社の役員・コンプライアンス責任者,グループ会社社長ほか約200名

▼コンプライアンス相談窓口



独占禁止法の遵守

当社では、独占禁止法の趣旨や内容、違反行為の種類などを容易に理解するためのツールとして、「独占禁止法遵守マニュアル」を作成し、全従業員がいつでも確認できるよう社内イントラネットに掲示しています。また、独占禁止法や関係法令の改正に連動してマニュアルを見直し全従業員へ周知しています。

2005年度は、5月に改正された「適正な電力取引についての指針」*、2006年1月に施行された改正独占禁止法の内容を踏まえ、2度にわたってマニュアルを改正し、併せて全従業員に独占禁止法改正の概要を周知のうえ、意識の向上を図りました。

今後も継続して独占禁止法に関する改正情報やセミナー情報を社内に周知し、独占禁止法の遵守意識を徹底していきます。

送配電ネットワーク利用の公平性・透明性確保

2005年4月からの電気事業制度変更に対応し、送配電ネットワーク利用における新規参入者（特定規模電気事業者）との公平性及び託送業務の透明性を確保するため、「適正な電力取引についての指針」等の趣旨に則り、「情報の目的外利用の禁止」「差別的取扱いの禁止」及び「内部相互補助の禁止」の行為規制を柱とする「託送業務管理規程」を定めました。

また、この規程の下位規定として「託送関連情報管理要則」を制定し、電力託送業務における情報遮断のための具体的な情報管理方法を定めるとともに、電力輸送本部長を統括責任者とする情報管理体制を整備し、電力託送業務に関する情報の目的外利用の禁止について厳正化を図っています。

<託送業務管理規程等のホームページ>
http://www.kyuden.co.jp/company_liberal_rule

規定文書の管理の徹底

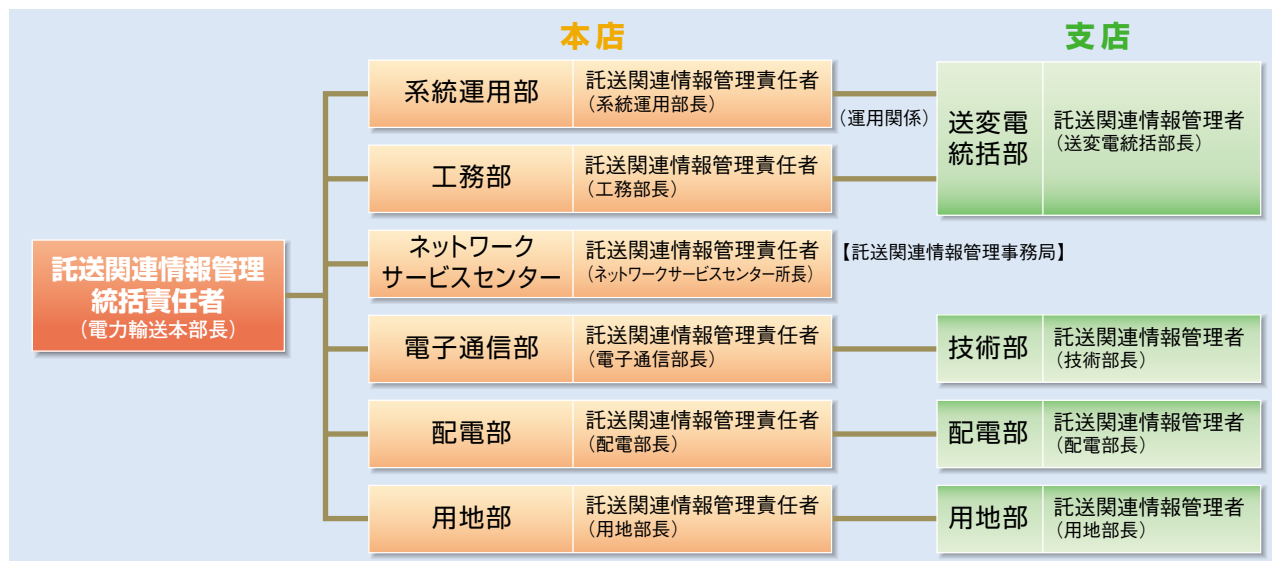
社内の規定文書は、業務遂行にあたってのルールを定めたものであり、常に法令等に整合し、適正な内容である必要があります。当社では、規定文書の制定・改正時に、規定管理箇所（規定を作成する業務実施箇所とは別の組織）が適法性等の審査を行い、管理する体制としています。

2006年度からは、規定文書の最新性・妥当性を維持し、適法性をさらに徹底するため、従来の審査に加え、定期的に規定内容のチェックを行う「定期レビュー制度」を導入することとしました。

具体的には、制定・改正後1年を経過した全ての規定文書を対象に、適法性等の確認を実施します。

また、常に最新の規定文書を閲覧し、業務に活用できるシステムの構築を行います。

▼託送関連情報管理体制



*用語解説/適正な電力取引についての指針：自由化された電力市場を有効に機能させていくために、自由化された小売り分野・託送分野、一般電気事業者の電気の調達、規制分野、他のエネルギーと競合する分野ごとに基本的な考え方を示し、各論ごとに望ましい行為や問題のある行為などを例示したものの（通商産業省〔現経済産業省〕と公正取引委員会が1999年12月に作成公表、2002年7月、2005年5月改正）

適切な資材燃料調達の実施

資材・燃料の調達においては、従来から法令の遵守はもちろんのこと、オープン・公正な取引によるお取引先との相互信頼の構築、地域社会への貢献を基本的な考え方として推進していますが、CSRの積極的な推進を図る観点から、2005年8月、あらためてこの考え方を整理し、「資材・燃料調達基本方針」として制定しました。

この基本方針では、企業の社会

的責任を果たすため、従来の方針に加え、調達活動全般において、社会規範の遵守、安全の確保、情報セキュリティの徹底と個人情報の保護及び環境への配慮などに積極的に取り組むこととしています。

また、お取引先と当社との協働による新たな価値の創造、相互の発展を目指しています。

「資材・燃料調達基本方針」の実践にあたっては、お取引先からこの基本方針へのご理解とご協力

をいただくとともに、さらにはこうした取組みを通じた相互信頼に基づくパートナーシップの確立が必要不可欠であると考えています。

このため、お取引先の皆さまには、下記の9項目へのご協力をお願いしています。なお、基本方針やお取引先へのお願いについて当社ホームページにも掲載しています。

http://www.kyuden.co.jp/company_procurement_shizai_policy

資材・燃料調達基本方針

- 1 **オープンな調達**
当社は、広く国内外の企業から、当社の事業運営上のニーズに合致し、品質・価格・納入面に優れた資材や燃料を調達します。
- 2 **公平・公正な対応**
当社は、品質・技術力・価格・経営的及び社会的信頼性・納入の安定と納期の確実性・アフターサービス・既設設備との整合性・環境配慮・継続的改善への取組み等を総合的に勘案した合理的かつ公平な評価に基づき、公正にお取引先を選定するなど調達活動全般に亘り、お取引先に対し公正な対応を行います。
- 3 **法令・社会規範の遵守**
当社は、調達活動全般において、人権の尊重はもとより、国内外を問わず法令とその精神、社会規範を遵守します。また、お取引先にもこれらの遵守を求めます。
- 4 **環境への配慮**
当社は、環境の保全や資源の有効活用に配慮した調達活動を行います。
その取組みとして、環境に優しい製品等を積極的に調達する「グリーン調達」を推進し、お取引先と協働して循環型社会の形成に貢献します。
- 5 **安全の確保**
当社は、公衆安全や作業従事者の安全を最優先する立場から、お取引先に対して適切な安全衛生管理を求め、協力して安全の確保、災害の防止に取り組めます。
- 6 **情報セキュリティの徹底と個人情報の保護**
当社は、お取引先とともに、取引によって知り得たお互いの機密情報、及び個人情報適切に管理、保護します。
- 7 **契約の遵守と誠実な履行**
当社は、取引に関してとりかわした契約を遵守し、契約上の義務を誠実に履行するとともに、お取引先にも契約の遵守とその誠実な履行を求めます。
- 8 **コミュニケーションの推進と相互信頼の構築**
当社は、透明性の高い調達活動を行い、お取引先との良好なコミュニケーションと節度ある健全な関係を推進することにより、相互信頼を築きあげます。
- 9 **価値の創造**
当社は、お取引先を価値創造のパートナーと位置付けており、新たな価値創造に積極的に取り組まれている企業を尊重します。
そうしたお取引先とともに、最適な品質や価格を追求し、相互の発展を目指します。
- 10 **地域・社会への貢献**
当社は、調達活動においても、お取引先とともに「良き企業市民」として地域・社会の発展に寄与したいと考えております。

お取引先へのお願い

- 1 **法令・社会規範の遵守**
・国内外の関連法令とその精神、並びに社会規範の遵守
※法令・社会規範には、民法、商法、独占禁止法、知的財産関連法令等に留まらず、社会的責任を果たすうえで遵守すべき、労働や基本的人権に関わる法令・社会規範等を含みます。
- 2 **契約の遵守、誠実な履行**
・契約の遵守とその誠実な履行
- 3 **環境への配慮**
・環境関連法令（産業廃棄物処理法、建設リサイクル法等）の遵守
・製品の環境性能（省エネルギー、リサイクル・長寿命、廃棄物抑制等）の向上へ向けた取組み
・環境に優しい事業活動の推進（グリーン調達等）への取組み
- 4 **安全の確保**
・安全関係法令の遵守
・公衆安全の確保
・安全を最優先した作業手順・環境の確保
- 5 **情報セキュリティの徹底**
・個人情報保護法の遵守
・取引により知り得た経営・技術情報等の厳格な管理・保護
- 6 **安定した納入**
・安定した納入・施工体制の確立
- 7 **良質なアフターサービス**
・メンテナンスへの協力
・不具合に対する適切な対応と保証
・緊急時の対応力確保と迅速な対応
- 8 **適正価格の追求と品質・技術力の維持・向上**
・適正価格実現へ向けた更なる取組み
・品質・技術力の維持と改善への継続的取組み
- 9 **良好なコミュニケーションの推進**
・ご意見、ご要望、ご提案等のお申し出

情報セキュリティ体制と個人情報保護の取組み

管理体制の整備

当社では、2005年1月、社長を「情報セキュリティ総括責任者」とする情報セキュリティ体制を構築しました。

具体的には、本店各室部、各事業所及び各グループに情報セキュリティ責任者や担当者を配置し、情報の取得から管理、保管、廃棄までの一連の処理における取扱いの厳正化を図っています。

また、社長を委員長とする「情報セキュリティ推進委員会」及び本店各室部長をメンバーとする「情報セキュリティ責任者会議」を設置し、全社・各部門・各事業所、各グループにおけるマネジメントサイクルを構築し、全社をあげて情報セキュリティの確保に取り組んでいます。

さらに、それぞれの責任者・担当者は、個人情報保護の責任者・担当者を兼ねており、情報セキュリティの確保と同時に、お客さまをはじめ、株主・投資家、地権者などから事業活動を通じてお預かりした個人情報を適切に管理する体制を構築しています。

規定類の整備

情報の取扱いに関する基本方針として「情報セキュリティ基本方針」を2005年1月に制定しました。

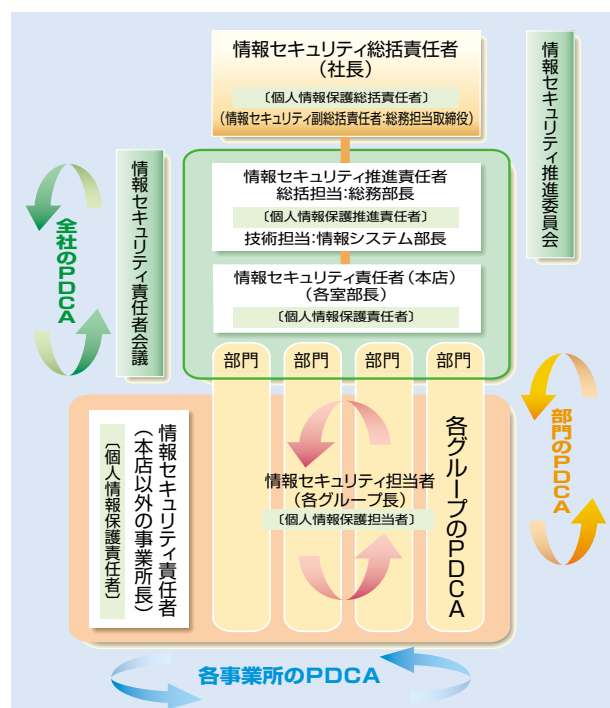
また、全社共通の取扱いを行う「情報セキュリティ管理規程」や部門固有情報などに関する規定類の整備を行い、情報管理の徹底を図っています。

情報セキュリティ対策

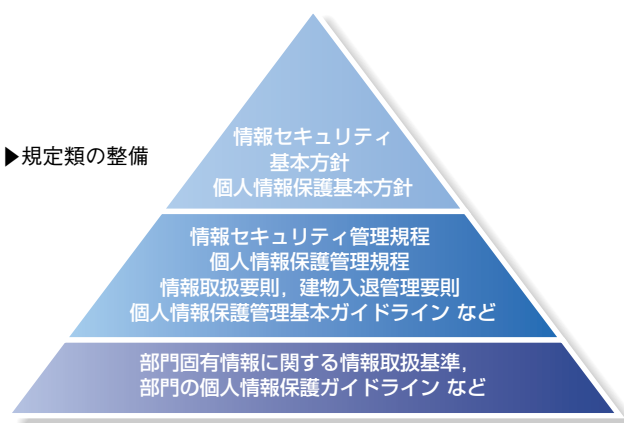
体制構築や規定類の整備に加え、各職場での自主点検や、社外第三者による社内システムに対する脆弱性試験及び個人情報保護への取組状況検証などの対策を実施しています。

また、全従業員を対象にした情報セキュリティ初期研修（集合教育）やeラーニングなどの人的対策、ICカード（社員証）によるセキュリティゲートの設置などの物理的対策、ICカードによるパソコン操作時の個人認証、一括ダウンロード機能の制限や廃止、業務用パソコン内部記録装置の暗号化などの技術的対策を実施しています。

▼情報セキュリティ マネジメント体制図



▶規定類の整備



▼情報セキュリティ対策

管理的対策	情報セキュリティ体制構築、規定類の整備、自主点検・第三者検証の実施 業務委託等における機密保持契約締結の徹底など
人的対策	機密保持義務の明文化（就業規則改正） 全従業員対象の初期研修・eラーニング、新入社員・新任管理職への研修など
物理的対策	ICカードによるセキュリティゲート設置（本店） 全事業所オートロック化 執務室と応接スペースの分離化など
技術的対策	不正ソフトウェア対策の継続実施、一括ダウンロード機能の制限・廃止 通信ログの記録・管理、社外ネットワーク接続部分へのファイアウォール設置 業務用パソコン内部記録装置の自動暗号化など

個人情報保護の取組み

2005年4月に全面施行された「個人情報保護法」への適切な対応のため、「個人情報保護基本方針」「個人情報保護管理規程」及び「個人情報保護管理基本ガイドライン」を制定し、個人情報の利用目的の特定や開示請求への対応方法などを定めています。これらの内容については、本店各室部、各支店・支社、各営業所などで説明会を開催するなど徹底を図っています。

また、お客さまの個人情報に接する機会の多い営業部門では、「営業部門個人情報保護ガイドライン」を制定し、その理解促進のため、従業員を対象としたeラーニングの実施や委託員への個別面談などを行い、個人情報の適正管理を図っています。

http://www.kyuden.co.jp/functions_privacy_index

情報漏えい事故

2005年6月と9月に、お客さま情報が記載された「電気料金領収証」「電気ご使用量のお知らせ」をそれぞれ委託員が紛失する事故が発生しました。

また、2005年9月、2006年4月に、当社及びグループ会社従業員の私用パソコンから、Winnyネットワーク上に発電プラントに関する試験要領書などの技術情報や業務打合せ議事メモなどが流出していたことが判明いたしました。

これらの情報漏えい事故は決してあってはならないことであり、再発防止策の徹底を図るとともに、今後とも継続的に注意喚起を行い、個人情報、社内情報の適正管理を図っていきます。

再発防止策

委託員による紛失防止

- ・業務委託先の個人情報管理状況の確認
- ・委託員との個別面談による管理の徹底
- ・社外持出資料の最小限化
- ・社外持出時の常時携行 など

Winnyによる情報流出防止

- ・流出事故の全社周知と情報管理の徹底指示
- ・無許可の社内資料持ち出し禁止の徹底
- ・私用パソコン内の社内情報の削除及び削除確認表の提出
- ・業務用パソコンの内部記録装置の自動暗号化
- ・グループ会社の情報流出事故対策状況の確認と指導 など

個人情報保護基本方針

- 1 個人情報に関する法令、その他の社会的規範及び当社の個人情報保護管理規程その他規定類を遵守する。
- 2 情報セキュリティ基本方針に基づき、個人情報を適切に管理し、不正アクセス、漏えい、滅失又はき損のリスクに対する安全管理措置を実施する。
- 3 以下のとおり、個人情報を適切に取り扱う。
 - (1) 利用目的の特定、通知・公表
個人情報の利用目的をできる限り具体的に特定する。
個人情報取得の際は、あらかじめ利用目的を公表するか、取得後速やかにご本人へ通知又は公表する。
 - (2) 取得、取扱い
個人情報は適正な手段で取得し、特定した利用目的の範囲内で取り扱う。
 - (3) 第三者への提供
個人データは、業務委託などの場合を除き、ご本人の同意なしに第三者へ提供しない。
 - (4) 通知・開示請求等への対応
ご本人からのお申出があれば、保有個人データに関して、利用目的の通知、データの開示・訂正・追加・削除・利用停止・消去・第三者提供停止の請求に対し、原則として、遅滞なく対応する。
- 4 個人情報保護の取組を定期的に検証し、改善を図る。
- 5 経営トップは、重大な苦情等が発生した場合は、自ら問題解決にあたり、原因究明のうえ、早急な是正措置を講じ、再発防止を図るとともに、迅速かつ正確な情報公開を行う。また、個人情報の取扱いに対する苦情に対して適切かつ迅速に対応する体制を整備する。

情報セキュリティ基本方針

- 1 情報セキュリティに関する法令、その他社会的規範及び当社の情報セキュリティ管理規程その他規定類を遵守する。
- 2 情報や情報システムの取扱いに関する規定類を整備するとともに、従業員への定期的かつ継続的な教育を行うなど、従業員による不正行為や設備の誤用等を防止する。
- 3 取引先へ本方針を周知のうえ、機密保持に関する契約を締結するなど、取引先と連携した管理体制を整備し、情報漏えい等を防止する。
- 4 建物への入退管理やネットワークへの不正アクセス防止等の安全管理対策を的確に実施し、情報の漏えい、盗難、誤用、悪用を防止する。
- 5 代替手段の確保や復旧手順の確立など、事前のリスク管理を的確に行う。
- 6 情報セキュリティに関する取組を定期的に検証し、改善を図る。
- 7 経営トップは、重大な情報漏えい事故等の事態が発生した場合は、自ら問題解決にあたり、原因究明のうえ、早急な是正措置を講じ、再発防止を図るとともに、迅速かつ正確な情報公開を行う。